

令和7年 第1回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和7年1月14日 開会

令和7年1月14日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和7年第1回南種子町議会臨時会目次

第1号（1月14日）（火曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 議案第1号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬， 期末手当，勤勉手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例制定について	5
総務課長説明	5
質疑	6
討論	6
採決	6
1. 日程第5 議案第2号 町長等の給与等に関する条例の一部を改 正する条例制定について	6
総務課長説明	6
質疑	7
討論	7
採決	7
1. 日程第6 議案第3号 南種子町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について	7
総務課長説明	7
質疑	9
8番 上園和信議員	9
討論	10
採決	10
1. 日程第7 議案第4号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例制定 について	10
総務課長説明	10
質疑	10

討論	11
採決	11
1. 日程第8 議案第5号 南種子町一般会計補正予算(第8号)	11
総務課長説明	11
質疑	12
2番 野首久教議員	12
8番 上園和信議員	13
4番 福島照男議員	13
討論	17
採決	17
1. 日程第9 議案第6号 南種子町国民健康保険事業勘定特別会計 補正予算(第3号)	17
くらし保健課長説明	17
質疑	18
討論	18
採決	18
1. 休 憩	19
1. 日程第10 議案第7号 南種子町介護保険特別会計補正予算 (第4号)	19
くらし保健課長説明	19
質疑	20
討論	20
採決	20
1. 日程第11 議案第8号 南種子町後期高齢者医療保険特別会計 補正予算(第3号)	20
くらし保健課長説明	20
質疑	21
討論	21
採決	21
1. 日程第12 議案第9号 南種子町水道事業会計補正予算 (第3号)	21
建設課長説明	21
質疑	22
討論	22

採決	22
1. 日程第13 発委第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	22
議会運営委員会委員長説明	22
質疑	23
討論	23
採決	23
1. 閉 会	23

令和7年 第1回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和7年1月14日

令和7年第1回南種子町議会臨時会会議録

令和7年1月14日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第1号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬，期末手当，勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第2号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第3号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第4号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第5号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第6号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第8号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第9号 令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 発委第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 嶋 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長	園 田 一 浩	書 記	砂 坂 英 明
-----	------------	-----	------------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀
税 務 課 長	西 村 一 広	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	保 育 園 長	才 川 い ず み
教育委員会管理課長 兼給食センター所長	松 山 砂 夫	教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	羽 生 幸 一		

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから令和7年第1回南種子町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申し合わせ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、8番、上園和信議員、9番、濱田一徳議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、町長提出の議案第1号から議案第9号までの計9件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由について、御説明を申し上げます。

今期臨時会に提案いたしました案件は、条例案件4件、予算案件5件の計9件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第1号は、南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、令和6年の人事院勧告に基づき、国に準じた措置を講ずるため、パートタイムの会計年度任用職員の月額報酬及び期末勤勉手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号は、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、一般職の職員との均衡等を考慮し、国・県及び他の自治体に準じ、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、令和6年の人事院勧告に基づく月例給の引き上げ及び期末勤勉手当の年間支給月数の引き上げについて、国に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、今回の改正は、令和6年の人事院勧告に基づき、国に準じた措置を講ずるため、フルタイムの会計年度任用職員の月例給及び期末勤勉手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第5号は、令和6年度南種子町一般会計補正予算（第8号）でございまして、1億6,116万5,000円を追加し、総額70億6,830万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については、普通交付税、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

歳出については、南種子町職員の給与等の補正、また、物価高騰対応生活者支援給付金などが主なものでございます。

議案第6号は、令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございまして、主なものは職員給与等の増額に伴うもので、226万2,000円を追加し、8億2,752万2,000円とするものでございます。

議案第7号は、令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございまして、職員給与等の増額に伴うもので、194万円を追加し、7億984万6,000円とするものでございます。

議案第8号は、令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）でございまして、職員給与等の増額に伴うもので、41万3,000円を追加し、1億791万3,000円とするものでございます。

議案第9号は、令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。人事異動等に伴う職員給与の減額が主なもので、150万7,000円を減額補正するものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第1号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、議案第1号南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第1号について、御説明を申し上げます。

議案第1号は、南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和6年の人事院勧告に基づき、国に準じた措置を講ずるために、パートタイムの会計年度任用職員の月例報酬及び期末勤勉手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

1ページの第1条関係の第8条第1項第2号は、令和6年度の人事院勧告に基づく期末手当の支給率の引き上げ相当分を改正するもので、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改めるものです。

第8条の2第1項第2号は、勤勉手当の支給割合を改正するもので、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改めるものでございます。

2ページをご覧ください。

第2条関係による改正について、御説明いたします。

第8条第1項第2号は、期末手当の支給率について、「100分の127.5」を「100分の125」に改めるものでございます。

第8条の2第1項第2号は、勤勉手当について、「100分の107.5」を「100

分の105」に改めるものでございます。

次に、附則について御説明いたしますので、改正条例の1ページをお開きください。

附則第1条第1項は、施行期日について、この条例中第1条の規定は公布の日からとし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行することとしております。

第2項は、第1条改正に伴う人事院勧告に基づく期末勤勉手当の引き上げについて、令和6年12月1日から適用するものとしております。

附則第2条は、改正前の報酬条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の報酬条例の規定による給与の内払とみなすものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、議案第2号町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第2号について、御説明申し上げます。

議案第2号は、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、一般職の職員との均衡等を考慮して定めることが適切といった観点から、

国・県及び他の自治体に準じ、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第2条第6項の、期末手当の基準日における支給率を「100分の170」としておりましたが、「100分の172.5」に支給月数を改めるものであります。

次に、附則について御説明いたしますので、改正条例の1ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は公布の日から施行し、改正後の町長等の給与等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとしております。

附則第2条は、改正前の町長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、議案第3号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第3号について、御説明申し上げます。

議案第3号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を

求めるものでございます。

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により、給与決定に関する原則が定められており、職員の給与は、「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与を考慮して定めなければならない。」と規定されております。

人事委員会を置かない自治体については、人事院の給与勧告に伴い、毎年、給与の改正を実施しておりますが、本町においても、これまで人事院勧告に基づき、改正を行ってきたところでございます。

今回の改正につきましても、令和6年の人事院勧告に基づき、月例給の引き上げ及び期末勤勉手当の年間支給月数の引き上げを行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条関係による改正について、御説明申し上げます。

第6条の3、初任給調整手当を第1号の規定によるものについては、月額で「41万5,600円」を「41万6,600円」に改め、第2号の規定によるものは、月額「5万1,100円」を「5万1,600円」に改めるものでございます。

第16条第2項は、期末手当の支給率を「100分の122.5」を「100分の127.5」に「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の122.5」を「100分の127.5」に「100分の68.75」を「100分の71.25」に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

第17条第2項第1号は、勤勉手当を「100分の102.5」を「100分の107.5」に「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、第2号の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の48.75」を「100分の51.25」に「100分の58.75」を「100分の61.25」に改めるものでございます。

別表については、それぞれ人事院勧告に準ずるものでございます。

3ページをご覧ください。

第2条関係による改正について、御説明いたします。

第16条第2項は、期末手当の支給率について「100分の127.5」を「100分の125」に「100分の107.5」を「100分の105」に改め、第3号の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の127.5」を「100分の125」に「100分の71.25」を「100分の70」に改めるものでございます。

第17条2項第1号は、勤勉手当の支給について「100分の107.5」を「100分の105」に「100分の127.5」を「100分の125」に改め、第2号の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の51.25」を「100分の50」に「100分の61.25」を

「100分の60」に改めるものでございます。

4ページをご覧ください。

別表については、それぞれ人事院勧告に準ずるものでございます。

次に、附則について御説明いたしますので、改正条例の37ページをお開きください。

附則第1条第1項は、施行期日について、この条例中第1条の規定は公布の日からとし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行することとしております。

附則第1条第2項は、第1条改正に伴う初任給調整手当、月例給の引き上げについては、令和6年4月1日から適用するものとしております。

附則第1条第3項は、第1条改正に伴う期末勤勉手当の引き上げについては、令和6年12月1日から適用するものとしております。

38ページをお開きください。

附則第2条は、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすものとしております。

第3条は、規則への委任でありまして、必要な事項は規則で定めることとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 今、詳しい説明がありました。説明を聞いていても、もうほとんどわからないような状況であります。

総務課長、あの一般行政職員についてちょっとお尋ねをいたしますが、大学卒と高校卒の初任給の引き上げ額はいくらで、初任給の決定額はいくらかですね。

それと同じく、一般行政職の平均引き上げ額と引き上げ率何%か。平均月額給与とその平均年齢、これについてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君議員） 総務課長。

○総務課長 申し訳ありません。非常に細部のことでございまして、現在、資料を持ち合わせておりませんので、後程、資料を整理しまして、お渡ししたいと思います。議会議員全員であれば、全員にお渡しできるように配慮したいと思います。あともって、担当の方から説明させますので、それぞれ私の方で責任を持ってお渡ししたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第7、議案第4号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第4号について、御説明申し上げます。

議案第4号は、南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和6年の人事院勧告に基づき、国に準じた措置を講ずるために、フルタイムの会計年度任用職員の月例給及び期末勤勉手当の支給月数の引き上げを行うものでございます。

別表第1の給与表は、人事院勧告に準ずるものでございます。

次に、附則について御説明いたしますので、改正条例の6ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は公布の日から施行することとし、改正後の給与条例の規定は令和6年4月1日から適用することとしております。

附則第2条は、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第8号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、議案第5号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第5号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第8号）について、御説明いたします。

予算書に基づいて説明いたしたいと思いますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、先ほど議決いただいた、議案第1号から4号の給与等に関する条例の一部を改正する条例に伴う給与等の補正、国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,116万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,830万1,000円とするものです。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

3枚目の裏面をお開きください。

第2表債務負担行為補正については、南種子町通学バス運行管理業務委託について、期間を令和7年度の1年間、限度額を4,356万円に変更するものでございます。

次に、第3表地方債補正については、学校教育施設等整備事業債を追加するもので、限度額を2,120万円とするものです。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出予算から説明しますが、人件費については説明を省略させていただきます。

まず、4ページから5ページ、総務管理費については、物価高騰対応生活者支援給付金が主なもので、5,747万4,000円を増額するものです。

次に、7ページから8ページ、児童福祉費については、物価高騰対策給付金事業が主なもので、4,262万円を増額するものです。

次に、15ページ、小学校費については、荃南小屋外プール等解体工事が主なもので、3,352万1,000円を増額するものです。

次に、18ページ、繰出金については、各特別会計へ繰り出すもので、390万2,000円を増額するものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明しますので、3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税4,893万1,000円を増額するものです。

次に、国庫補助金については、国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が主なもので、7,633万1,000円を増額するものです。

次に、基金繰入金については、今回補正における各事業について、各目的基金からそれぞれ調整を図るもので、1,470万3,000円を増額するものです。

最後に、町債については、荃南小屋外プール等解体事業における財源調整に伴い、2,120万円を増額するものです。

以上説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 総務費の5ページをお開きください。

目の35電子地域通貨事業費、その中で補助金として物価高騰対応生活者支援給付ということで3,640万円が計上されております。この今回の取り組みの内容について説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えします。

今回のこの物価高騰対応生活者支援給付金につきましては、国の令和6年度補正予算第1号で閣議決定と補正予算が成立しまして、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、物価高騰の影響を受けた生活者等の引き続き支援をするということで補正予算が組まれました。

今回は「あば! Pay」のポイント事業として、12月31日現在の人口5,196名ですので、5,200名の1人当たり7,000円のポイントを付与して、この物価高騰に対する生活者支援をしたいという提案でございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 5ページの企業誘致推進費、補助金で1,155万円を計上しておりますが、この内容についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 この企業立地助成金につきましては、条例で企業立地助成金の条例を作っておりますけれども、令和6年8月19日に株式会社リスペクト社が、この企業立地協定を結びまして、施設の増設をするものであります。対象事業者の要件については、町と立地協定を締結しているもの、それから設備投資が2,000万円以上であるもの、それと増設の場合は、新規地元雇用者を雇用保険加入者が1名以上の雇用をするものとなっております。今回この増設をする株式会社リスペクト社につきましては、この要件がすべて該当になっているということで、事業計画としては9月11日に指定工場の申請書の提出、それから9月12日に指定をしております。9月17日に着工開始して、完了が今年1月となっておりますので2月から事業開始ということで、雇用も合わせて2名の増を予定しておりますので、この決定を受けて今回この1,155万円の補助をするものであります。事業費が3,850万円で30%の助成額となります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ということは、このリスペクト社が、南種子町に何か進出して、工場かなんかを建設した関係で補助をするということですかね。

本社はどこにあるんでしょうかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 この株式会社リスペクト社につきましては、種子島事業所がもうすでに工場がありまして、事業開始をしております。上中の西之町にありまして、この施設を新たに増設をするというものであります。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 先ほど説明があった物価高騰の「あば！Pay」の件ですが、現状のですね利用率、5,200名対象にいま1人当たり7,000円を交付ということになっていますが、利用率がどれぐらいあるのかですね。それをお聞きしたいのと、仮に100%に至ってない場合ですね、この未利用者に対しての利用促進を今後どういうふうにして、町民の公平性を保っていくのかですね、そこら辺の取り組みを1点ですね。

それから、全体を通しての質問ということですので、15ページの莚南小学校

建設、造成工事の件ですが、まだ概要が前回の議会の場合はまだできてなかったということなのですが、議会に対してですね、これ全体の概要ですね、詳しい設計等は必要ないのですが、議会に対していつごろですね、概要の説明ができるかですね、その2点をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えします。

すいません、先ほど上園議員のところで回答漏れがありましたので、リスペクト社については、本社は滋賀県の方になります。

「あば！P a y」のですね今回の付与については、これまでポイントを付与した場合に、大体96%から7%の利用率がありましたので、今回は想定利用率としては98%を想定しております。今回のこのポイント利用については、国の交付金を使うということで、利用期限が2月28日までとなっております、この周知をする期間も含めて非常に短いところです。一応、周知については、防災無線と2月号の広報紙に掲載をしたいと思っておりますけれども、周知がしっかり行き届くように、回数を防災無線の方も増やしながら、利用ができるだけ100%になるように、努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課長。

○管理課長 荃南小学校の関係でございます。

今回の補正については、新しく建設する校舎が、既存のプールにかかる設置となりますので、全体のスケジュールが、新校舎についてはプール解体を終えてからということになりますので、全体のスケジュールの遅れを防ぐためにも、今回の国の補正を活用して、前倒ししてプールの解体を行うものでございます。

全体のスケジュールといたしましては、今年度中にプールの解体をしまして、7年度に新校舎の建設、8年度にも新校舎の建設2期目を発注しまして、あとそれが終わってから引っ越しをしまして、そのあと校舎の解体をします。解体が終わってから、プールの建設とグラウンド整備といったようなスケジュールになっておまして、令和8年度中にすべてが完成といったスケジュールになっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 重点支援地方交付金については、ただいまいろいろやりとりがございまして、課長の方から説明がありました。全体としては前年においてもやられたような交付金の算定方法であります。

そして、低所得世帯の支援枠としては、住民税の非課税世帯に1世帯当たり3万円、そしてまた、この非課税世帯の中で子育て世帯については、子供1人当たり2万円を加算するというような内容でありまして、その他のこの推奨、事業のメニューということで、これが大体、本町において3,000数百万決定がきております。金額が、人口に応じての配分でありますので、今回は全世帯、すべての人に行き渡るような施策ということで、「あば! P a y」でのポイント付与になりますが、これをしたときに大体7,000円程度でできるのではないかとということでもありますので、そこについてご理解をいただきたいと思えます。

これについては、エネルギーそれから食料品価格等の物価高騰に対する負担軽減とかそういう内容でいろいろメニューはあるんですけども、それと別で事業者支援にも使えるとか、メニューにはなっているんですが、なかなかそれぞれの自治体に配分をされているこの金額で、そこまですべてが網羅できるかということ、そういうふうな交付金ではありませんので、今回は平等に皆さんに使っていただける、それが一番私どものところにおいては以前のようなプレミアム商品券とかそういったものを購入いただくよりは、全員に行き渡るこの「あば! P a y」でのポイント付与の方が一番いいのではないかとということでもありますので、そういうことをご理解いただければというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 歳出ばかりと思ってたんで歳入の件ですね、1点お尋ねと確認なんです、歳入で基金繰入というのがあるわけですね。

この定例議会における予算審議のときは基金からの繰り入れ、繰り出し等があるんですが、この基金の状況がですね、監査報告書における添付資料でしか、なかなか目にできないものですからタイムリーな数字が見えないというところがありましてですね、これは要望なんです、この定例会及び臨時会においてですね、この予算審議をする場合は、添付資料として本町の各基金のですね、動向がわかる資料の添付をぜひお願いしたいなと思ってるわけです。今回も、その基金から繰り入れがあるわけですが、そこら辺の資料1枚添付してもらえばいいだけの話ですので、各予算審議の際に、ぜひお願いしたいと思ってるわけですが、町長か総務課長から答弁いただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 資料の提出ということでございますが、資料についてはまた議会事務局の方とも相談をさせていただきます。

また、資料が多くなるというのは、やはりまた別に職員が資料を作るということになって、添付するとまたそれなりの枚数も必要になってきますので、そのの

内容についてはもっと良い方法があれば、また進めていきたいと思いますので、事務局と検討させていただければ幸いです。

今回の分については、町有施設整備事業分と企業立地の基金と2つの基金からの分になりますので、これ以上の何を求めるかというのがちょっとわからないので、ちょっともう少し中身を協議してどの程度の資料まで必要かということも含めて協議をさせてください。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 別に詳しい資料はいらなくてですね、基金がいくつがあるわけですね。その基金の金額の動きが、我々は定例的に出てくる監査報告書の中に添付されてくるわけですが、それ以外目にするのがないので、一般会計予算書の中ではなかなか出てこないわけですね。もちろん、ここに出てくる繰入基金の明細はその繰入基金の名称を使っていけば、そこから出てくるんですが、例えば今日時点ですね、基金が幾らあってですね、それで基金がありますから、現在高と繰入繰出金で一般会計が議決されたら、最後にこうなるよという資料を1枚添付してもらえばいいだけの話なので、そんなに難しいことはないかと思います。要は、基金の動きが全く見えないので、基金の有効活用についてもですね、全く見えづらいというところがありますので、そこはぜひお願いしたいと思うんですが、資料が煩雑になりますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島議員。お願いということでございますので、その旨に対して、行政がどこまでできるというのは、行政の判断で提出をしてお願いをしたいと思います。

町長。

○町長 当然、当初の段階で3月まで、減額措置もすべて行って、基金が一応また、繰り戻されたりいろいろやります。当初の段階においては、その一番直近のその基金の状況に応じて、それぞれの基金の状態それから当初にまたそこから幾ら繰り入れてという、そういう一覧表はおそらく配布をしていると思います。

ですから、議員がおっしゃられるのは、毎議会ごとにその動きをということであると思いますので、そこについて議会の度にいっぱい基金を投入ということは、あまり有り得ない話ですけれども、当初でしっかりとした資料は、一応、それはもう1回確認しますが、出していただいて、それにおいて動きが把握できるようなものができるかどうか、そこはちょっと検討させてください。

一番は私どもが今やっています当初においては、交付税が決定になるのがやっぱり7月8月とかその辺りになりますので、それまでのそれを多額の交付税を、

そこで見込むというのは非常に危険でありますから、当初においては、あらゆる基金を幾らか調整としてそこに入れ込みます。ずっと1年間運営をしながら、最終的には3月あたりで、もう交付税も途中で決定をしますので留保を持ちながら、いろんな災害なり補正対応して、そこで最終的な調整をして基金を繰り戻せるものについてはお返しをして、というやり方を今財政運営上やっておりますので、その把握できるような資料ができるかどうかちょっと検討させていただきます。

○議長（塩釜俊朗議員） 一般会計の質疑においては、冒頭全般にわたって行いますということですので、議員の皆様にはご理解をいただきたいと思えます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、議案第6号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 議案第6号、令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、先ほど議決をいただきました議案第3号、第4号の南種子町職員及び会計年度任用職員の給与改定等に伴い補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

8億2,752万2,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の6県支出金については、県繰入金（2号分）、22万6,000円を増額するものであります。

次に、款の10繰入金については、職員給与費等繰入金が主なもので、203万6,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費につきましても、職員給与及び諸手当が主なもので、総務費合計で159万3,000円を増額するものでございます。

款の2保険給付費については、葬祭費20万円を増額するものであります。

次に、4ページから5ページ、款の6保健事業費につきましても、会計年度任用職員の給与が主なもので、保健事業費合計で46万9,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

[「休憩を求めます」と呼ぶ者あり]

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 10 時 56 分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第7号 令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、議案第7号令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 議案第7号令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、議案第3号、第4号で議決をいただきました南種子町職員及び会計年度任用職員の給与改定等に伴い補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億984万6,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

歳入予算から御説明いたしますので、3ページをお開きください。

款の4国庫支出金及び款の6県支出金につきましては、地域支援事業交付金をそれぞれ増額するものでございます。

次に、款の10繰入金の一般会計繰入金につきましては、給与費等繰入金が主なもので、153万6,000円を増額するものでございます。

基金繰入金につきましては、介護保険基金繰入金11万6,000円を増額するものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費につきましては、職員給与及び諸手当が主なもので、総務費合計で144万円を増額するものであります。

次に、款の5地域支援事業費につきましては、会計年度任用職員の給与及び手当が主なもので、50万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第11、議案第8号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 議案第8号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、議案第3号で議決をいただきました、南種子町職員の給与改定に伴い補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億791万3,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入予算から御説明いたしますので、3ページをお開きください。

款の4繰入金につきましては、事務費等繰入金32万9,000円を増額するものでございます。

次に、款の6諸収入につきましては、一体的実施事業収入8万4,000円を増額

するものでございます。

次に、歳出を御説明いたしますので、4ページをお開きください。

款の1総務費につきましては、職員給料及び諸手当が主なもので、31万4,000円を増額するものでございます。

次に、款の3保健事業費につきましては、職員給料及び諸手当が主なもので、9万9,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第12、議案第9号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 議案第9号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、支出を150万7,000円減額し、2億6,598万3,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の既決予定額を補正するもので、職員給与費を234万5,000円減額し、3,789万9,000円に改めるものでございます。

2 ページについては、お目通しをお願いいたします。

3 ページになります。

予算事項別明細書について、御説明いたします。

収益的支出になります。

款の2 水道事業費用、項の1 営業費用を150万7,000円減額するものでございます。

主な内容は、目の4 総係費について、人事院勧告及び人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費をそれぞれ減額しております。

また、水道施設管理については、まちづくり公社へ委託し、2名で対応しておりましたが、1月より3名体制としたことから、3月までの不足となる補助金83万8,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 発委第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第13、発委第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会、柳田博委員長。

[柳田博議会運営委員長登壇]

○議会運営委員長（柳田博議員） 発委第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

発委第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり、地方自治法第112条及び南種子町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

提出者は、南種子町議会、議会運営委員会、委員長柳田博であります。

本条例は、令和6年給与改定に伴う人事院勧告に基づき、議会議員の期末手当の支給率を改定するものであります。

新旧対照表で説明しますので、新旧対照表をお開きください。

第6条第2項中、「100分の170」を「100分の172.5」に改正するものであります。

条文をお開きください。

附則については、第1条で、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしております。

第2条では、改正前に支給された議員報酬については、改正後の規定による内払とすることとしております。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和7年第1回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩釜俊朗

南種子町議会議員 上園和信

南種子町議会議員 濱田一徳